

富山市斎場再整備 基本計画

平成 30 年 4 月
富山市

目次

はじめに	1
第1 基本方針.....	2
第2 施設計画.....	3
1 計画地の諸条件の整理.....	3
2 施設計画の方針	6
3 施設規模	9
4 施設計画	13
5 工事手順と範囲	16
6 概算事業費.....	17
第3 運営計画.....	18
1 提供するサービス.....	18
2 事業手法	19
第4 事業スケジュール	20

はじめに

斎場（火葬場）は市民生活にとって必要不可欠な施設であり、その機能は絶えず維持しなければなりません。

富山市内の4斎場（富山霊園富山市斎場、富山市北部斎場、富山市婦負斎場、富山市大沢野斎場）は、供用開始以来、約30年～50年が経過しており、それぞれの施設において老朽化や耐震性能の不足が懸念されています。老朽化や耐震性能の不足に対応するためには、近い将来、再整備が必要となります。

また、富山市（以下「本市」といいます。）の斎場の機能に目を向けると、会葬者のプライバシーに十分な配慮がなされていないことや、家族葬や直葬などの近年の葬送ニーズに対応していないことなどの課題があります。さらに、超高齢社会に到達したことにより、今後は火葬件数の増加が見込まれますが、現在の斎場の機能ではこれに対応することが困難です。従って、現在と同じ施設を維持するだけでは、市民サービスの向上の面からは不十分であり、4斎場は、これらの課題に対応した施設として再整備していかなければなりません。他方で、公共施設マネジメントの観点からは、将来の火葬件数の減少も見据え、必要最低限の規模を前提とした再整備を行う必要があります。

そこで、本市では、これらの諸課題の解決に向け、厳しい財政制約の中で、市民サービスの向上を目的とした最適な手法を検討するために、「富山市内斎場再整備事業基本構想」を策定し、富山霊園富山市斎場（以下「富山市斎場」といいます。）について、早期の更新に向けた基本計画を策定する方針を定めました。

この基本計画は、今後の具体的な事業の推進を図るため、基本構想策定後の検討を踏まえて富山市斎場の施設再整備の基本的な事項を整理するものです。

<基本計画における用語の使い方>

更新：旧施設を廃止し、新たに施設を建設することをいいます。

修繕：建物や設備を修繕することをいいます。

大規模改修：建物や設備の一部を新しいものに入れ（取り）替えることをいいます。

再整備：更新、修繕、及び大規模改修を総称していいます。

<元号の表示について>

この基本構想の策定時点においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」が公布されていますが、「元号を改める政令」は公布されていないことから、平成31年4月30日の翌日以降の元号についても、便宜的に「平成」で表示しています。

第1 基本方針

富山市斎場再整備の基本方針は次のとおりです。

◎大方針

1. 市民ニーズに応えた安心安全な施設とします。
2. 市民サービスの維持・向上を実現します。
3. 将来的な課題に対応した効率的な施設とします。

○個別方針

①人生の終えんの場にふさわしい施設

- ・遺族のプライバシーに配慮し、落ち着きと安らぎの感じられる施設とします。

②利用者の多様なニーズや利便性に配慮した施設

- ・現在のサービス水準を維持し、今日的な葬儀形態に対応した施設とします。

③安心して利用できる施設

- ・自然災害に強く、誰もが使い易いユニバーサルデザインを取り入れた施設とします。

④将来の需要に対応できる施設

- ・将来的な火葬需要の変動を見据えた整備計画とします。

⑤環境面に配慮した施設

- ・周辺環境にやさしく、「環境モデル都市」「環境未来都市」にふさわしい施設とします。

⑥運営面を考慮した効率的な施設

- ・運営しやすい効率的な施設にするとともに、長期的見地から、施設整備、維持管理運営にかかる財政負担削減に取り組みます。

第2 施設計画

1 計画地の諸条件の整理

計画地は、現富山市斎場の敷地内とします。新規用地取得の必要がなく、早期の更新が可能と見込まれることから計画地として選定しました。

① 敷地面積、既存建物面積

区分	面積 (m ²)	備考
敷地面積 (a)	※12,714.55	富山市財産台帳
b 発電用導水管用地 (北陸電力(株)社有地)	3,897.20	測量地積
c その他 (市有地・国有地)	8,817.35	a-b
建物延床面積	1,995.98	火葬棟、式場棟、会館棟、渡り廊下

※敷地面積については、今後の測量により変更となる可能性があります。

② 都市計画法、建築基準法関係

根拠法	種別	制限
都市計画法	区域区分	市街化調整区域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
建築基準法 (第56条)	道路斜線制限による 建物高さ	前面道路の反対側からの距離 (20mまで) ×1.25 20mを越える部分の高さは無制限 建物の壁面線後退による緩和等あり (図2-1-1参照)
	隣地斜線制限による 建物高さ	20m + (隣地からの距離 × 1.25) (図2-1-1参照)

③ 北陸電力(株)発電用導水管用地関係

北陸電力(株)発電用導水管 (以下、導水管といいます) は、上部への積載荷重を前提とする構造になっていないため、導水管用地の利用にあたっては、現状維持程度とする必要があります。また建設工事 (既存施設の解体撤去、新施設の建設) にあたっては、導水管に影響を与えないよう振動の抑制に留意する必要があります。

※1 現状維持程度とは、歩行者の立ち入り、浅根植物の植栽、乗用車の駐車 (但し車両の一部がかかる程度) などで、重機等の通行等はできません。

具体的な制限範囲は、図2-1-2に示す荷重影響範囲 (導水管を中心に平均幅19m程度の帯状の範囲) となります。なお、正確な荷重影響範囲は、今後の測量を踏まえて決定されます。

図 2-1-1 敷地内の建物の高さ制限（道路斜線・隣地斜線制限）

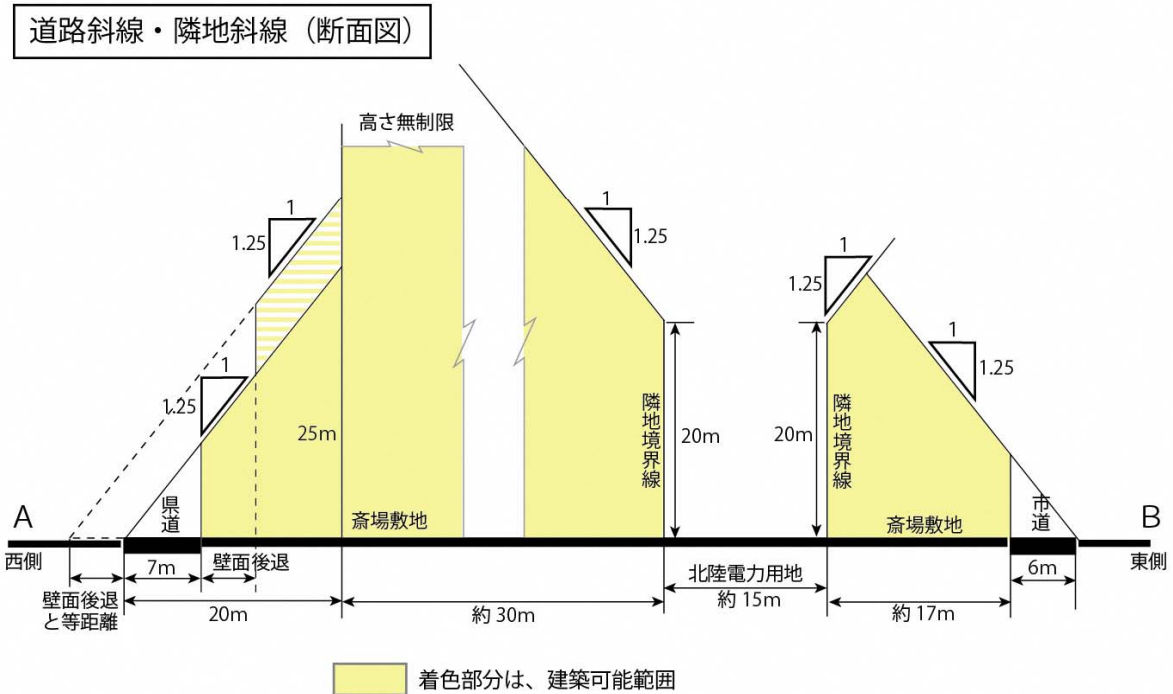
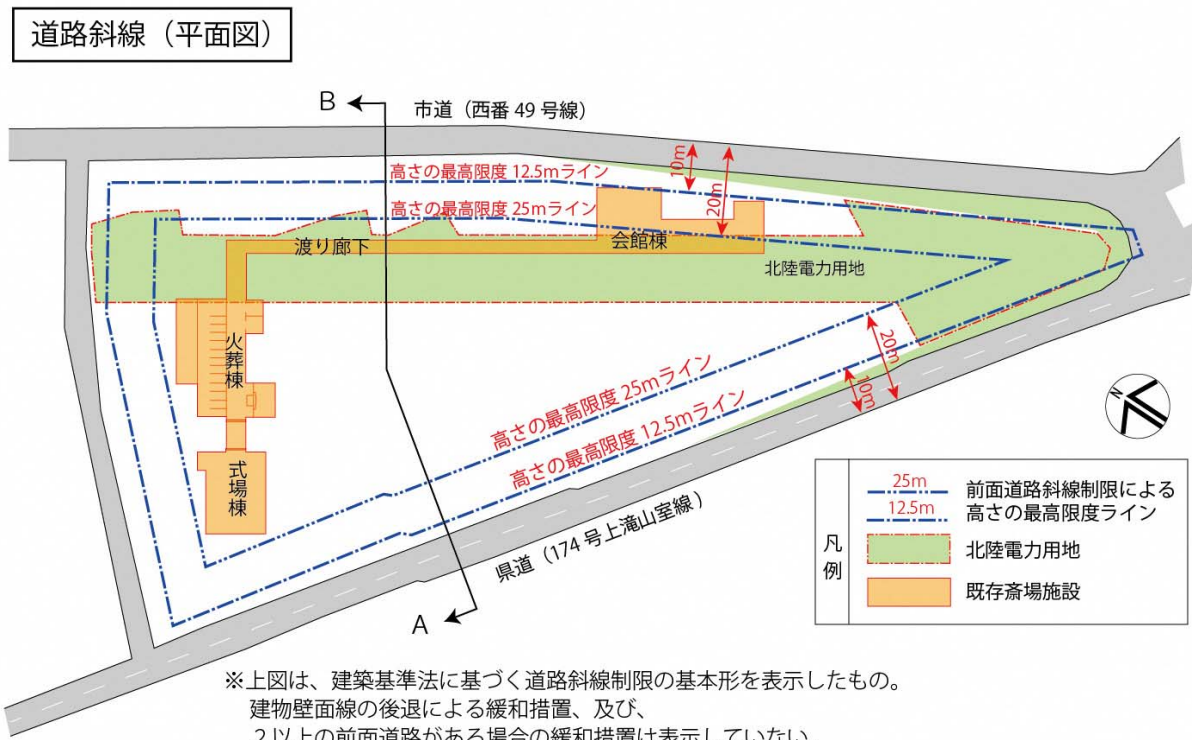
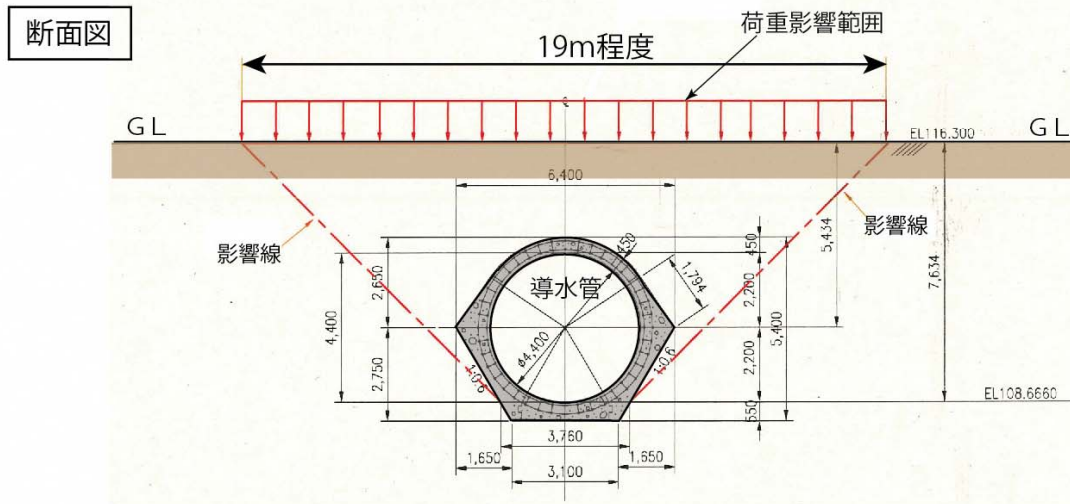
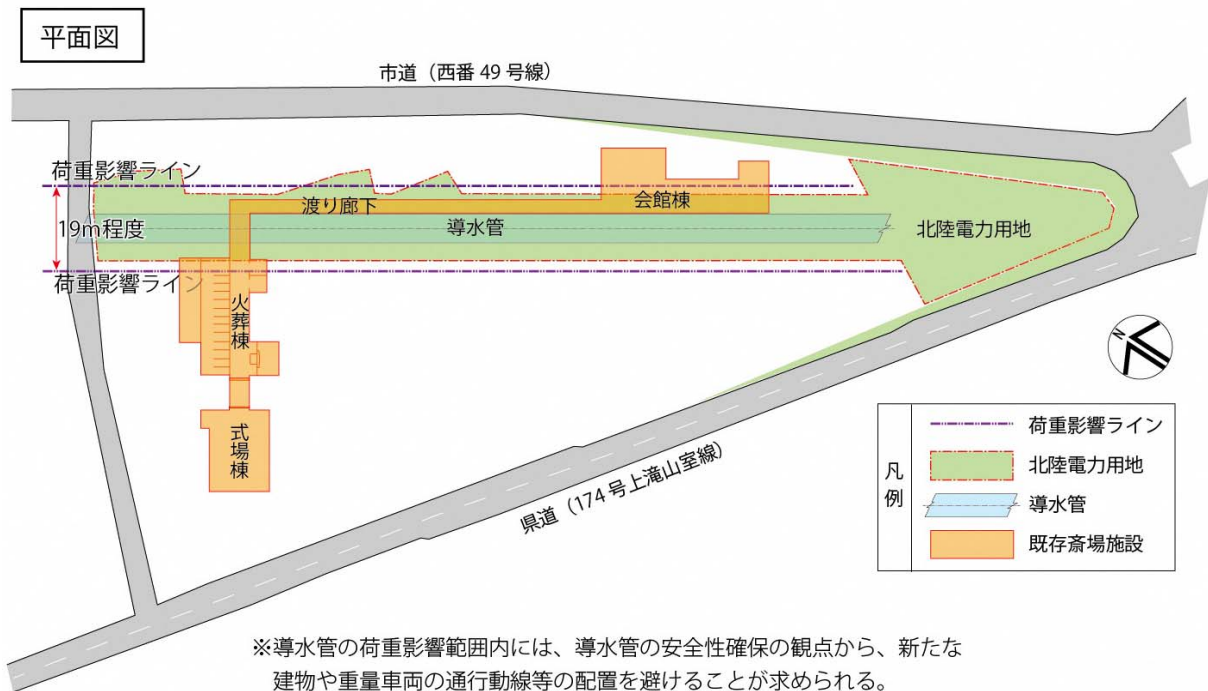


図 2-1-2 北陸電力(株)の地中導水管の荷重影響範囲



※導水管上部の土被り厚に比例して、荷重影響範囲の幅は多少拡縮する。
当該敷地内では平均して概ね 19m程度である。

2 施設計画の方針

(1) 施設計画の基本方針

富山市斎場の施設計画の基本方針は次のとおりとします。

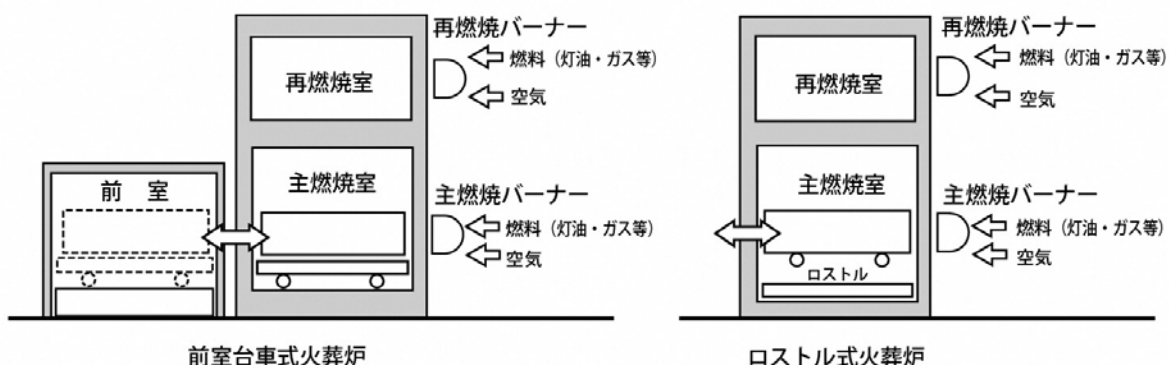
- ・ 現斎場（火葬棟等）を稼動しながらの新斎場の建替えとする。
- ・ 火葬炉の数は、現状と同じ人体炉 11 基、胞衣産汚物炉 1 基、合計 12 基とする。
- ・ 火葬炉の 1 日あたりの稼動は、本市の葬送習慣を踏まえ、平常時 2 サイクル/基を基本とする。
- ・ 新斎場の機能構成は、次のとおりとする。
 - ①火葬機能：告別、火葬、収骨
 - ②待合機能：火葬中の待合
 - ③管理機能：事務、維持管理
 - ④駐車場機能：利用者駐車場、業務用サービスヤード等
- ・ 会葬者のプライバシーに配慮し、共有の炉前ホールを設けず、火葬炉と一体の個室タイプの告別室・収骨室を計画する。
- ・ 敷地の空間的制約を克服するため、火葬炉の機械室等は 2 階に配置する。
- ・ 北陸電力(株)の導水管に影響を及ぼさない計画とする。

(2) 各施設の計画方針

1) 火葬炉

- ・ 炉の数は、現状と同じ人体炉 11 基、胞衣産汚物炉 1 基、合計 12 基とする。
- ・ 炉の方式は、台車式とする。

図 2-2-1 火葬炉の方式



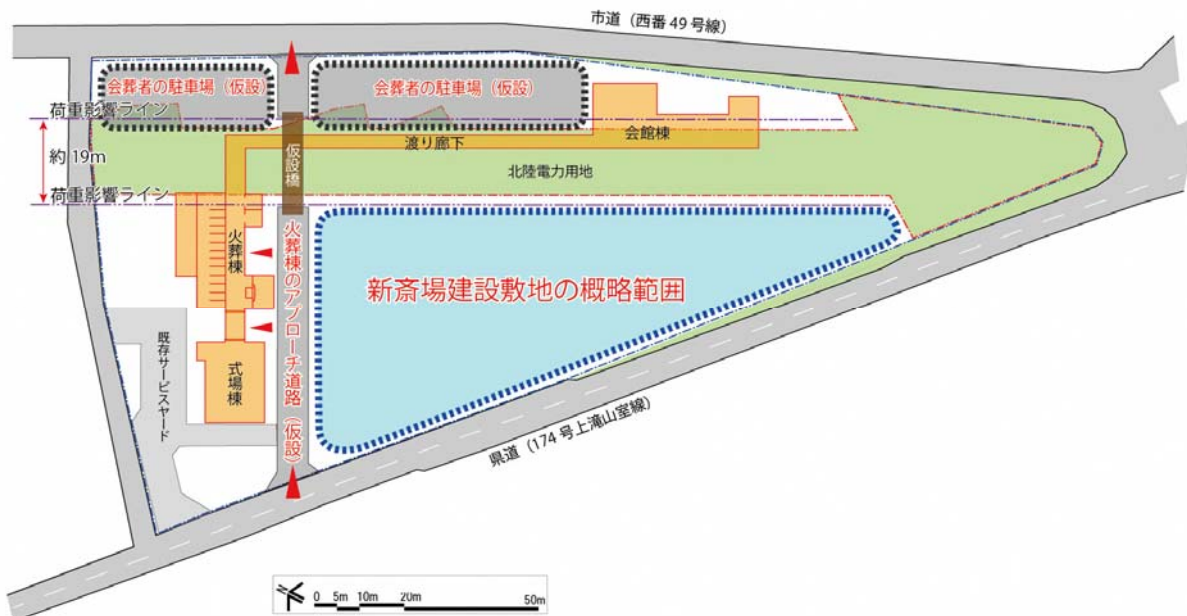
2) 告別・収骨室

- ・ 会葬者のプライバシーに配慮し、告別・収骨を、火葬炉を備えた個室において行う方式とする。

- ・火葬炉 2 基に対して 1 個室を基本とし、5 室を整備する（うち 1 室は、火葬炉 3 基の共有とする）。
 - ・予備の告別・収骨室は設けない。少々混雑する場合は、現状と同様に、車中待機による時間調整を基本とし、必要に応じて、待合ホールを利用する。
- 3) 霊安室**
- ・霊安室を設け、火葬までの一時的な遺体預かりに対応する。多目的室を 2 階以上に設置する場合には、葬儀等を行う場合に大型エレベーターでの棺の運搬を可能とする。
- 4) 多目的室、待合室等**
- ・会議、集会等多様な用途に利用できる多目的室を、待合室とともに配置する。
 - ・エントランスホールと待合ホールを結ぶ動線（階段、エレベーター等）を確保する。
 - ・立山連峰の眺望を活用した施設計画とする。
- 5) 車寄せ**
- ・会葬者一遺族分として、「霊柩車+バス 1 台」を単位として、同時に 2 遺族が利用可能な車寄せの整備を基本とする。なお、車寄せに直列に並ばない場合、バスの回転可能な動線・待機場の設置で対応する。
- 6) 駐車場**
- ・会葬者及び僧侶等関係者用の駐車場・待機場として、乗用車 50 台収容の駐車場とバス 8 台の待機場（車寄せスペースも含む）を想定する。
 - ・従業員用及び業務車用の駐車場（荷捌きヤード含む）は別途確保する。
- 7) 車両動線**
- ・車両は、現状と同様に、県道からの出入りを原則とする。
 - ・現斎場を稼動しながらの建替えとなるため、現斎場へのアクセス動線を確保する。
- 8) 緩衝緑地**
- ・遺族や会葬者の悲しみを和らげ、安らかな心で故人を見送ることができるよう、癒しと優しさの感じられる空間として整備する。
 - ・周辺環境との調和に配慮し、清潔感があり、美しく緑豊かな空間を整備する。
- 9) 景観配慮**
- ・立山連峰の眺望、県道からの景観に配慮する。
 - ・建物は道路から極力離し、圧迫感を感じさせないように配慮する。5 m～10m の視覚的緩衝空間を確保する。
- 10) 導水管用地の利用**
- ・導水管の直上部は、歩行者の通路や緩衝緑地として活用する。原則として、恒久施設としての車両動線は設けない。
 - ・仮設道路の設置などで活用する場合は、原則として、導水管の荷重影響範囲内に荷重をかけない構造とする。
- 11) 工事期間中の仮設道路の配置と新斎場建設敷地の概略範囲**
- ・工事期間中の現斎場への霊柩車及びバス等のアプローチ道路は、導水管の荷重影響範囲（幅 19m 程度の帯状用地）に荷重をかけない構造で横断する仮設道路を設置する。

新斎場建設用地は、これらの仮設道路及び導水管荷重影響範囲を避けて確保する。(図2-2-2参照)

図2-2-2 仮設道路の配置と新斎場建設敷地のゾーニング



12) 既存施設の解体

- ・ 既存施設の解体は、低振動・低騒音の工法によることとする。とりわけ導水管への影響を考慮し、振動の発生には十分留意する。

3 施設規模

(1) 施設規模の想定

施設規模の想定は、次のとおりです。なお、本事業は、PFI等の民間活力を活かした事業手法を採用する方向としており、実際の施設規模は民間事業者の提案を踏まえて決定される予定です。

表 2-3-1 施設規模の想定

①建物

機能		面積(m ²)
火葬機能	エントランス車寄せ(屋根付き)	2,440
	エントランスホール	
	お別れホール	
	告別室・収骨室	
	炉室(人体炉11基+胞衣産汚物炉1基)	
	炉設備機械室(2階)	
	監視室・作業員休憩・手洗い・更衣室	
	機械室(発電・電気、空調)	
	倉庫・台車庫	
	残灰処理室	
	霊安室	
	その他諸室・通路等(階段室、EV含む)	
待合機能	待合ホール	680
	多目的室	
	準備室・控室	
	待合室	
	トイレ	
	その他諸室・通路等(階段室、EV含む)	
管理機能	管理事務室・更衣室	200
	会議室	
	トイレ・湯沸室	
	倉庫	
	その他(通路等)	
建築面積		1,950
建築床面積合計		3,320

②駐車場等

駐車場機能	車路	4,095
	バス待機場・バス臨時駐車場 8台	
	一般乗用車駐車場 50台	
	搬入・搬出路、荷捌き場、従業員駐車場	

(2) 主な施設の施設規模想定根拠

1) 火葬炉室・機械室

① 炉の間隔と炉室の規模

- ・炉の間隔は3.6m程度とする。
- ・炉12基を収容する炉室は、43m×11m程度とする。

② 機械室の規模

- ・用地の制約条件から、機械室は炉室の2階に設置することとし、規模は、火葬炉の主要な冷却方式である空気混合冷却方式及び熱交換方式のいずれの機械設備も収容できる規模として約46m×16mを想定する。

2) 告別・収骨室

- ・本市の調査によれば、平成26年度における一遺族の平均会葬者数は17.3人であった。最大は46～50人の1件であったが、全体の95%は35人以下であった。こうした現状を踏まえ、告別・収骨室の計画最大人数を35人とし、1人あたり床面積を1.5㎡/人として、60㎡程度とする。なお、火葬炉3基を共有する第5室は80㎡程度を想定し、最大46人～50人の会葬者に対応可能とする。

3) 待合室の規模

- ・待合室を利用する遺族の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、1ユニットを20名程度がゆったりとくつろげる空間(40㎡程度)として、3ユニット分の120㎡程度を確保し、可動式間仕切りにより3つのタイプの利用ができるようにする。
- ・その他に、立山連峰が眺望できる待合ホールを広く確保し、一時的な待合や休憩などにも活用できるようにする。

4) 多目的室の規模

- ・多目的室は、30名程度が会議、集会等の多様な用途に利用できる空間として、1人あたり床面積を2㎡/人として60㎡程度を想定する。

5) 準備・控室の規模

- ・多目的室利用時の準備・控室として45㎡程度を想定する。

6) 霊安室の規模

- ・火葬までの遺体の一時預かり場所としての霊安室は、2遺体分の保管設備と作業スペースを見込み、20㎡程度を想定する。棺を多目的室へ移動させる際は、外部の目に触れることなく霊安室からエレベーター、準備・控室を経由して多目的室へ直接移動できる動線を確保する。

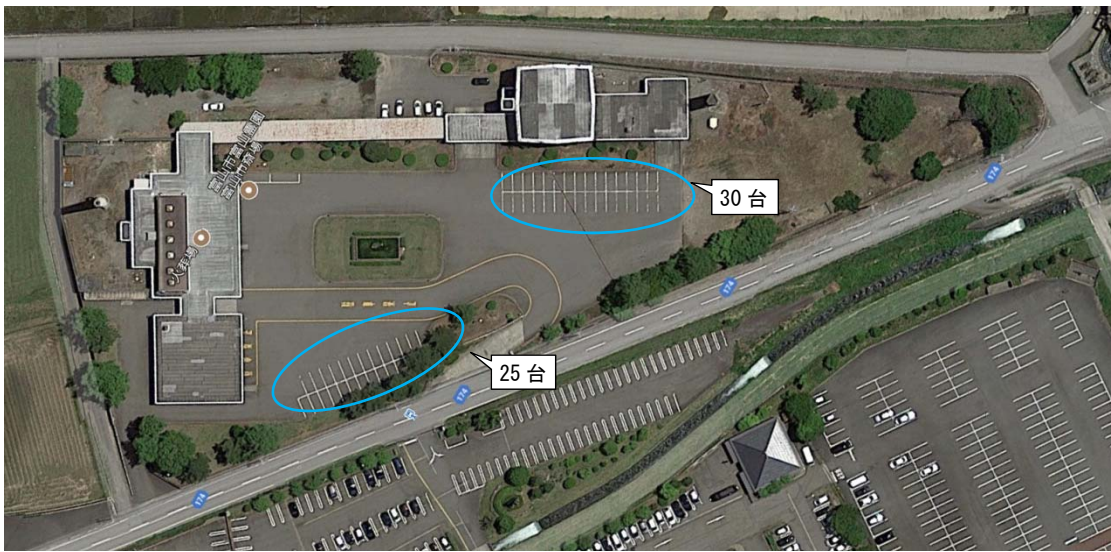
7) 駐車場の規模

- ・駐車場の現況、滞留台数の実態等を勘案して、一日の最大火葬件数（2サイクル/基）に対応する駐車場の必要台数を、乗用車 50 台、バス 8 台（停車スペースを含む）程度と想定する。

① 駐車場の現況

- ・現在の駐車場の収容台数は、縦列駐車を前提とした変則的なレイアウトで、55 台分の駐車枠がある。

図 2-3-1 駐車場の現況



② 実態調査による利用台数

- ・実態調査（平成 27 年 5 月 14 日）で得られたデータを基に、当日の駐車場における車両の滞留台数（15 分毎）を想定したものが表 2-3-2 である。
- ・当日は、火葬件数が 10 件であり、平成 26 年度の 1 日あたり平均火葬件数 7.5 件と比べて、件数がやや多い一日である。
- ・表に見られるように、滞留台数の最大値は、乗用車 25 台、バス 4 台となっている。

③ 一日の最大火葬件数（2 サイクル）を考慮した必要台数の想定

- ・上記②は火葬件数 10 件の実態であり、これを参考に、最大 22 件の時の駐車需要台数は、10 件の実態を 2 倍して、乗用車 50 台、バス 8 台程度あれば十分対応可能と考えられる。なお、3 サイクルの場合も、駐車車両の滞留の時間帯がずれることから、十分対応できると考えられる。

表 2-3-2 富山市斎場の時間帯別駐車場滞留台数の現状（調査日：平成 27 年 5 月 14 日）

		A家	B家	C家	D家	E家	F家	G家	H家	I家	J家	合計
告別・見送り時	会葬者	26名	8名	18名	23名	38名	16名	22名	12名	16名	7名	
	僧侶	1名	1名	3名	1名	1名	1名	1名	2名	1名	1名	
	葬儀社	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	
	霊柩車	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	
	マイクロバス	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	
	乗用車 タクシー	1台 1台	1台 1台	4台	1台	1台	9台	2台 1台	6台	9台	4台	
収骨時	会葬者	22名	葬儀社のみ	16名	葬儀社のみ	38名	16名	葬儀社のみ	12名	16名	7名	
	僧侶	1名	(箱収骨)	2名	(箱収骨)	1名	1名	(箱収骨)	1名	1名	1名	
	葬儀社	名	名	名	名	名	名	名	名	名		
	マイクロバス 乗用車 タクシー	12台 1台	1台	6台	1台	19台 1台	1台 2台	1台	7台	5台	4台 (斎場待ち)	
時間帯別駐車場滞留台数 (単位：台) 青：バス 赤：乗用車	10:45	1, 1										1, 1
	11:00	1, 1	1, 1	1, 4								3, 6
	11:15	1, 1	1, 1	1, 4	1, 1							4, 7
	11:30			1, 4	1, 1	1, 1						3, 6
	11:45				1, 1	1, 1						2, 2
	12:00											
	12:15						1, 9					1, 9
	12:30						1, 9					1, 9
	12:45	12	1									13
	13:00	12			1			1, 2				1, 15
	13:15											
	13:30			6						6		12
	13:45			6			19					25
	14:00					19						19
	14:15									9		9
	14:30						2	1		9	4	16
	14:45						2	1			4	7
	15:00										4	4
	15:15										4	4
	15:30										4	4
15:45								7		4	11	
16:00										4	4	
16:15									5	4	9	
16:30												

出典：「富山市内斎場のあり方に関する検討調査報告書（一般社団法人 火葬研）」の表 45、表 46 を基に加工したもの

表 45 富山市斎場の調査時の告別・見送り及び収骨時の会葬者集団と葬列車両の構成

表 46 富山市斎場の調査日の各会葬者集団における葬送行為と時間

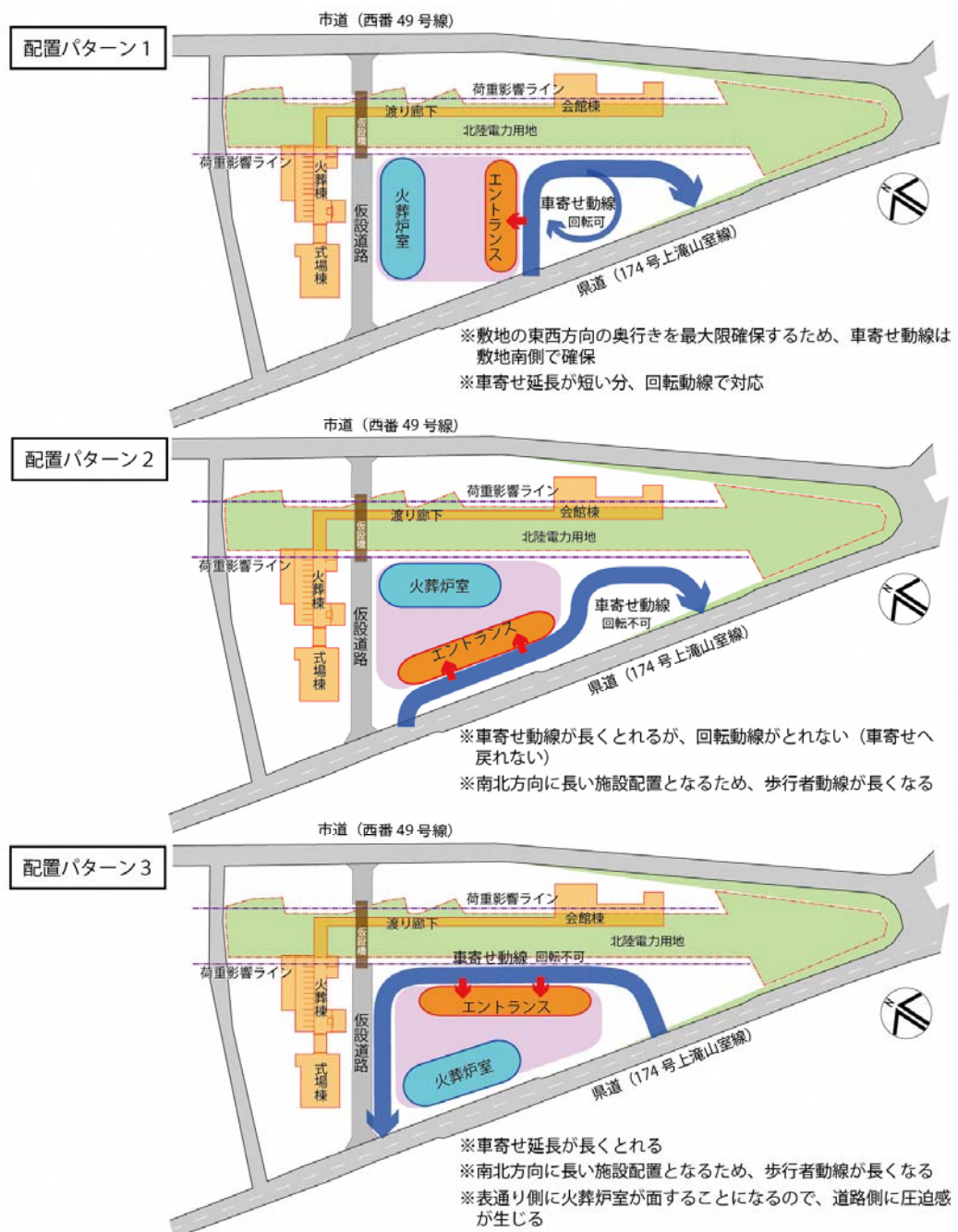
4 施設計画

(1) 施設の配置パターン

施設の配置にあたり、下記の3パターンを想定し、検討を行います。

当該敷地は導水管用地上に建物を建築できない等の特殊な条件によって空間的な制約が大きく、特に火葬炉室やエントランス車寄せの配置の選択肢が限られます。3つの施設の配置パターンを検討すると、それぞれに長所、短所が存在します。ここでは仮に、図2-4-1に示す配置パターン1を採用した場合の施設配置や動線配置の検討を行います。

図2-4-1 施設配置パターン

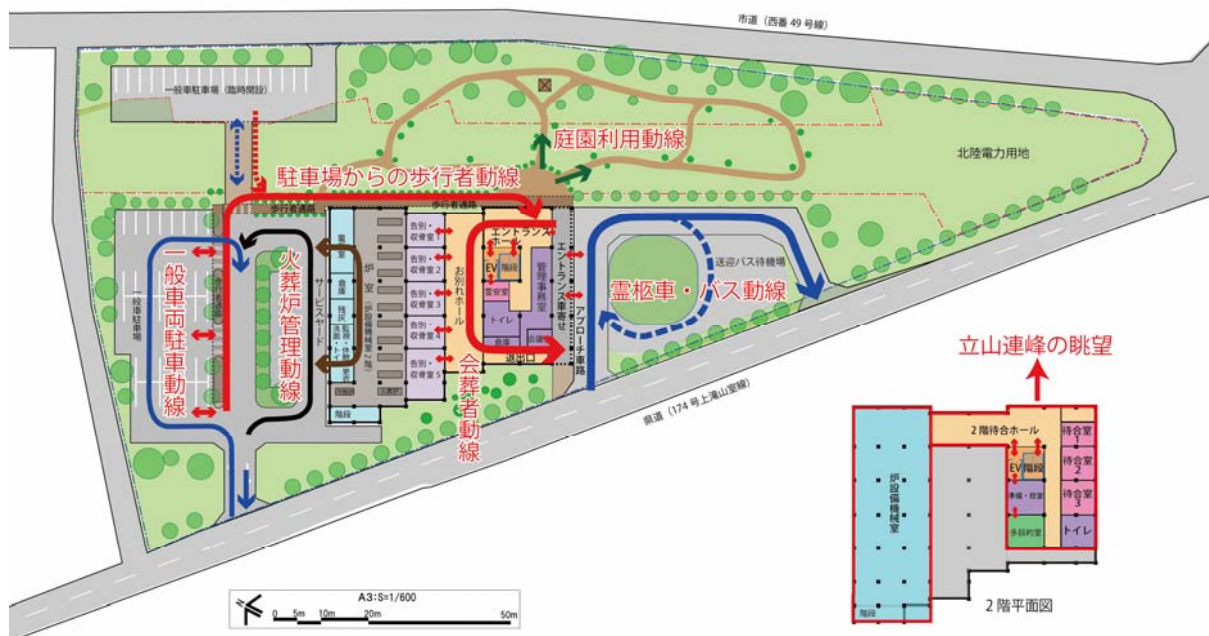


施設の配置を検討するにあたり、火葬炉 12 基を一般的な直列に配置する場合には、一定の窮屈さを受け入れざるを得ず、その窮屈さを緩和する工夫として炉群を二つに分けて並列配置する方法もあります。しかしながら、運営者の動線が分断され非効率となることから、ここでは火葬炉 11 基を直列に配置し、胞衣産汚物炉 1 基を別途配置することを想定します。

(2) 動線計画

会葬者の歩行動線、車両動線については、単純明瞭な動線とします。これを前提に検討した結果が図 2-4-2 です。

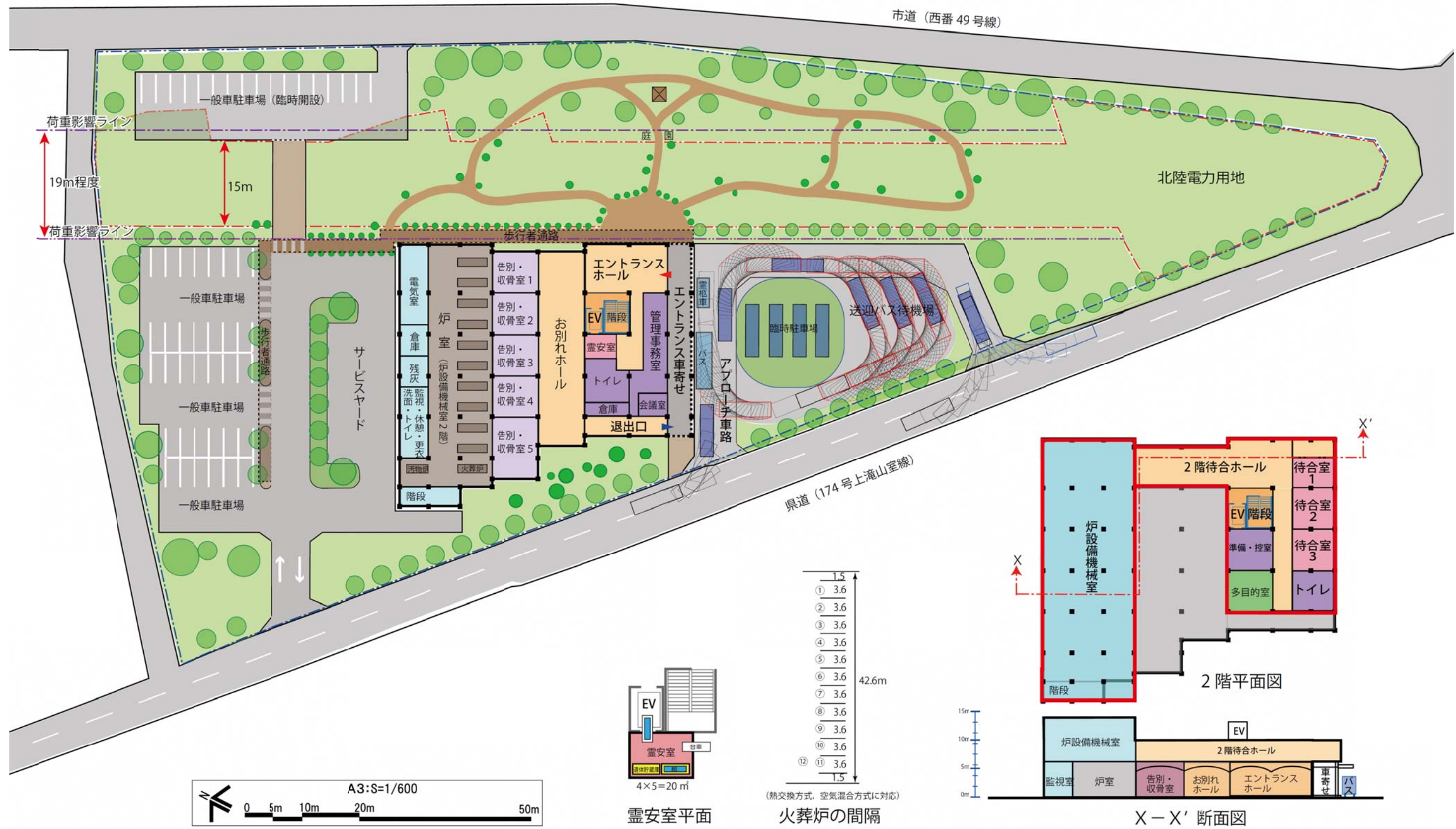
図 2-4-2 動線計画のイメージ図



(3) 施設配置計画

以上の検討を踏まえ、全体の施設配置を計画したものが図 2-4-3 です。なお、本事業は、PFI 等の民間活力を活かした事業手法を採用する方向としており、実際の施設計画は民間事業者の提案を踏まえて決定される予定です。

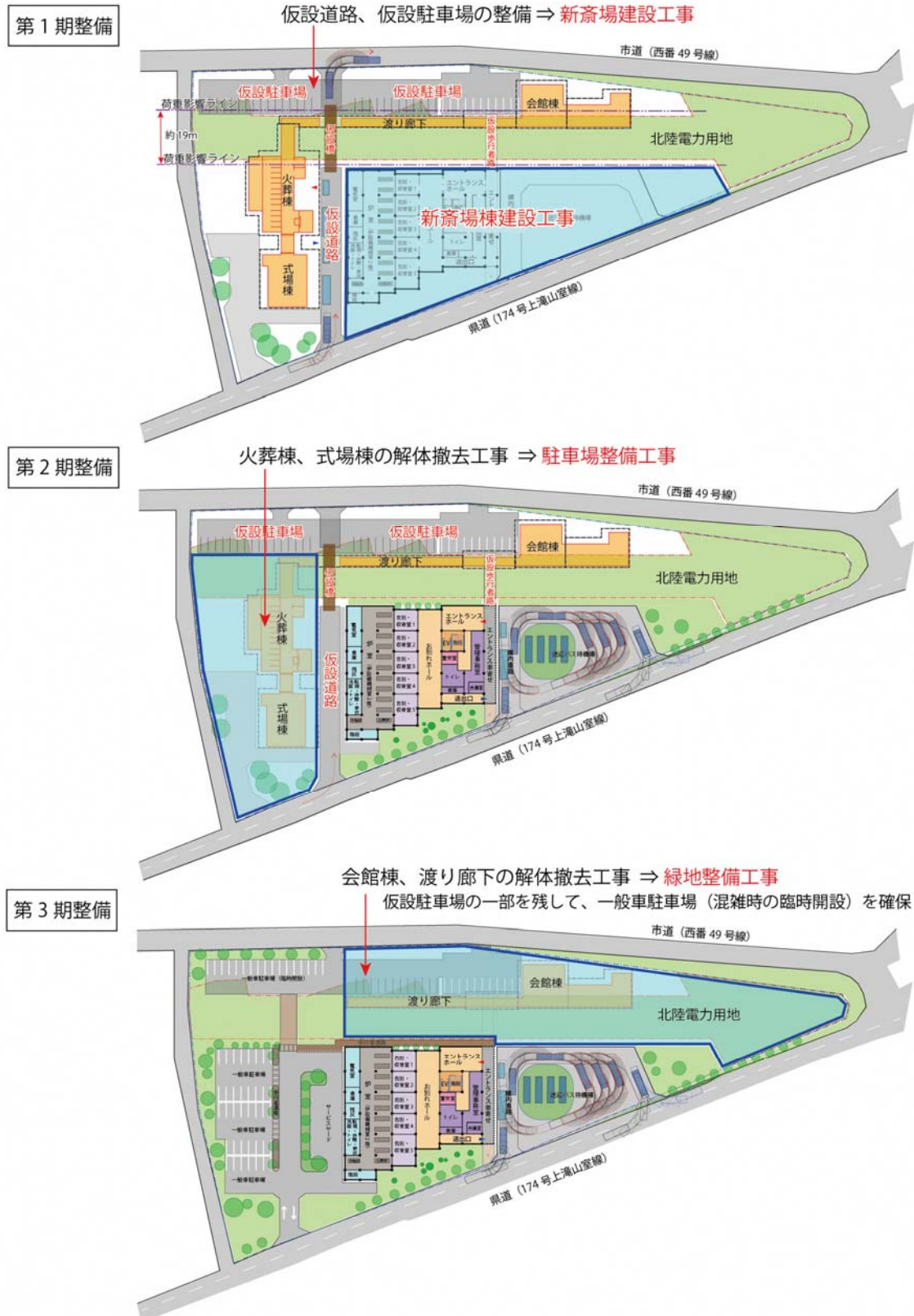
図 2-4-3 施設計画図のイメージ図



5 工事手順と範囲

工事手順と範囲の想定は次のとおりです。工事計画にあたっては、導水管の安全確保及び現斎場の稼動を前提に、詳細を計画する必要があります。

図 2-5-1 工事手順と範囲



6 概算事業費

(1) 施設整備の概算事業費

施設整備の概算事業費を算定すると約 36 億円（税抜）となります。主な費用項目は、次項に示すとおりです。

なお、現時点の概算であり今後の計画により増減する場合があります。

(2) 主な費用項目の説明

①事前調査費

・測量、地質等調査費用及び簡易の環境影響調査費用を見込んでいます。

②設計・工事監理費

・国土交通省告示の単価を基準とします。現斎場を稼働しながらの建替えとなることに伴い工期が通常よりも長くなる可能性を見込んでいます。

③建物建設費

・建築工事費単価は、斎場建設事例を参考に、近年上昇傾向にある建設費を見込んだ想定としています。

④火葬炉・設備費

・火葬炉及び附帯設備費を見込んでいます。

⑤外構整備費

・アスファルト舗装、地被類、低木、中木、高木を組み合わせた一般的な緑化を想定しています。

⑥仮設工事費

・導水管上部利用区間の構造補強費を見込んでいます。

⑦解体撤去費

・火葬場の解体工事事例（ダイオキシン対策を含む。）から想定しています。

⑧その他費用

・火葬場予約システム整備費等、上記以外に必要な費用を見込んでいます。

第3 運営計画

1 提供するサービス

(1) 基本方針

市民サービス向上のため、提供するサービスは、現行水準以上とします。

(2) 提供するサービス

提供するサービスは、火葬、多目的室、霊安室、待合室、斎場内施設の貸し出し、自動販売機の設置、その他管理運営主体による自主事業を行います。

なお、現行では実施していないサービスとして、火葬炉や待合室等をインターネットを通して予約することができるシステムを導入します。

(3) 各運営計画

1) 管理運営体制

現行は、直営及び一部民間委託による運営を行っています。新斎場整備にあたっては、別途市にて実施している富山市内斎場 PFI 等導入可能性調査の結果を踏まえて民間活力を導入する方針とし、民間事業者の提案を踏まえて決定します。

2) 開館日

1月1日及び友引を除く毎日（現行の富山市斎場と同様）とします。

3) 開館時間・利用時間区分

原則として、現行の富山市斎場と同様とします。（1日2サイクル/基）

なお、火葬件数増加に対応するため、火葬炉の稼動を1日3サイクル/基とした運用も想定します。

開館時間及び利用時間区分は、民間事業者の提案も踏まえて決定しますが、火葬炉の稼動時間割の想定例は、次のとおりです。

図 3-1-1 火葬炉 2 サイクルの場合の稼働時間割想定例

9:30開始(15分毎に1件) (22件)

	時	9時			10時			11時			12時			13時			14時			15時			16時			17時									
		分	15	30	45	60	15	30	45	60	15	30	45	60	15	30	45	60	15	30	45	60	15	30	45	60	15	30	45	60					
第1炉	取待室共有 告別室・ 告別室・ 取待室共有 告別室・ 告別室・ 取待室共有 告別室・ 告別室・ 取待室共有 告別室・ 告別室・ 取待室共有				告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃	告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃																			
第2炉								告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃	告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃																
第3炉								告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃	告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃																
第4炉											告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃	告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃													
第5炉											告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃	告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃													
第6炉											告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃				告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃										
第7炉											告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃	告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃													
第8炉														告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃	告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃										
第9炉					告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃										告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃										
第10炉									告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃	告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃															
第11炉											告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃	告別	火葬	冷却	準備	取骨	清掃													
告別時間の件数				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
取骨時間の件数										1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
計				1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

4) 火葬場使用料金

現行の富山市斎場の使用料金水準を原則とします。なお、富山市民については減免措置を継続し、これまで通り使用料は全額免除とします。

5) 待合室、多目的室、霊安室

待合室及び多目的室は、貸部屋方式により運営します。待合室、多目的室及び霊安室の使用料金は今後検討しますが、他都市の事例も参考に、公共施設として適正な使用料金の設定とします。

2 事業手法

現行は、直営及び一部民間委託による運営を行っていますが、再整備にあたっては、民間の経営能力・技術力の活用による財政負担の軽減及びサービス水準の向上を目指し、PFI等の民間活力を活かした事業手法を採用する方向で検討します。

第4 事業スケジュール

事業スケジュールは次のとおりとし、平成33年度内の新斎場供用開始を目標とします。

事業年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
基本計画					
事前調査					
事業者公募					
環境影響評価					
設計・建設					
開業準備					
解体工事等					

新斎場供用開始